

西区地域活動支援コーナー設置要綱

令和7年4月1日 西区長決定

(設置趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市民による地域活動の推進に関する条例（平成16年3月条例第58号）第12条の規定に基づき、西区において、西区民と西区による協働と参画のまちづくりを推進し、西区民の地域活動を図るため、西区地域活動支援コーナー（以下「地域支援活動コーナー」という。）を西区役所に設置し、地域活動の場として提供することを目的とする。

(施設)

第2条 地域活動支援コーナーは、次に掲げる施設で構成する。

- (1) ミーティングスペース
- (2) コミュニケーションスペース
- (3) 印刷機スペース
- (4) ロッカースペース

(利用対象)

第3条 地域活動支援コーナーを利用することができるのは、主として西区民で構成され、西区内で協働と参画のまちづくりを推進する地域活動団体及び協働と参画のまちづくりに関心を持ち自ら実践しようとする者とする。

(利用の制限)

第4条 地域活動支援コーナーは、次に掲げる目的又は用途に利用することはできない。

- (1) 個人的な利用
- (2) 営利目的の利用
- (3) 宗教的又は政治的な活動のための利用
- (4) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- (5) 飲食を主な目的とする利用
- (6) 区役所の業務の妨げとなる行為
- (7) 第三者に迷惑や不快感を与える行為又はそのおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、西区長（以下単に「区長」という。）が不適当と認める利用

(利用登録)

第5条 地域活動支援コーナーを利用しようとする者（次項において「申請者」という。）は、事前に様式第1号による西区地域活動支援コーナー利用登録申請書（第6条第3号において「登録申請書」という。）を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、申請者が第3条に該当しないと判断した場合、前項の承認をしないことができる。この場合において、様式第2号による西区地域活動支援コーナー利用登録不承認通知書を申請者に交付するものとする。

(登録の取消し等)

第6条 区長は、前条の登録を受けた者（以下「登録者」という。）が次の各号いずれかに該当するときは、前条の登録の取り消し、又は登録者に必要な措置を命じることができる。管理運

営上やむを得ない必要が生じた場合も、同様とする。

- (1) 登録者から様式第4号による西区地域活動支援コーナー利用登録取消届の提出があったとき。
- (2) この要綱又は地域活動支援コーナー利用規約に違反したとき。
- (3) 登録申請書の記載事項に虚偽があったとき。
- (4) 不正な手段により登録の申請又は地域活動支援コーナーの利用をしたとき。
- (5) 公序良俗に反する行為があったと認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が地域活動支援コーナーの管理運営上必要があると認めたとき。

(登録内容の変更等)

第7条 登録者は、登録内容に変更があったときは、速やかに様式第3号による西区地域活動支援コーナー利用登録変更届を提出しなければならない。

- 2 前項の登録内容の変更により、当該団体が登録を受けた際の団体との同一性を欠くに至った場合は、当該登録の取消しを申し出るとともに、新たに登録を申請しなければならない。

(雑則)

第8条 区長は、地域活動支援コーナーの管理上必要があると認めるときは、職員を利用スペース内に立ち入らせ、関係者に質問させ、又は必要な指示をすることができる。

- 2 地域活動支援コーナー内で発生した事故、利用者間の争い、盗難その他の事象により生じた損害について、西区はその責任を負わない。
- 3 西区は、必要があるときは、この要綱の規定にかかわらず地域活動支援コーナーを使用することができる。
- 4 西区が、この要綱又は地域活動支援コーナー利用規約に基づき受理した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号施行）及び関連法令を遵守して取り扱うものとする。

(施行細目の委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 西区地域活動支援コーナー運用要綱（令和4年2月14日 区長決定）は廃止する。
- 3 西区役所印刷機の使用に関する要綱（令和2年10月1日 区長決定）は廃止する。